

平成 31 年 3 月 20 日招集

平成31年第 4 回登米市教育委員会
3 月臨時會議議案

登米市教育委員会

平成31年第4回登米市教育委員会 3月臨時会議議事日程

日 時 平成31年3月20日（水）午前9時30分
場 所 登米市役所 中田庁舎3階 教育長室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言（開会 午前 時 分）
- 3 教育委員会会議録署名委員の指名
- 4 教育長報告
日程第1（報告第5号）登米市教育委員会の組織等の改編について
- 5 議 事
日程第2（議案第15号）登米市立小中学校等再編構想について
日程第3（議案第16号）登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
日程第4（議案第17号）登米市立幼稚園規則の一部を改正する規則について
日程第5（議案第18号）登米市教育委員会事務局職員の人事について
- 6 閉会宣言（閉会 午前 時 分）
- 7 その他
(1) 平成31年度登米市教育委員会定例会議等の日程（案）について
(2) その他
- 8 散 会（散会 午前 時 分）

報告第5号

登米市教育委員会の組織等の改編について

登米市教育委員会の組織等の改編について、別紙のとおり報告する。

平成31年3月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富 男

議案第15号

登米市立小中学校等再編構想について

登米市立小中学校等再編構想について、別紙のとおり定めるものとする。

平成31年3月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富 男

議案第16号

登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第3号の規定により、下記のとおり改正することについて議決を求める。

平成31年3月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

記

登米市教育委員会の組織等に関する規則（平成19年登米市規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第35条」に、「第37条・第38条」を「第36条・第37条」に、「第39条」を「第38条」に改める。

第8条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学校再編推進室

第10条第1項の表中

「

課	室
学校教育課	生き生き学校支援室

を

「

課	室
教育総務課	学校再編推進室
学校教育課	生き生き学校支援室

に改める

第24条を削り、第25条を第24条とし、第26条から第39条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1 教育総務課の項中

「

教育総務課	総務係	(1) 教育委員会の会議及び教育委員に関すること。
		(2) 教育行政政策の総合的な企画及び調整に関すること。

		(3) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する こと。
		(4) 職員の福利厚生（公立学校共済組合加入者を除く。）に関する こと。
		(5) 教育委員会規則等の制定及び改廃並びに公示に関する こと。
		(6) 訴訟に関する こと。
		(7) 公印の管理に関する こと。
		(8) 叙位、叙勲、褒章、表彰等に関する こと。
		(9) 文書の收受、発送及び保管に関する こと。
		(10) 後援名義の使用許可に関する こと。
		(11) 寄附採納に関する こと。
		(12) 教育委員会の所掌に係る予算及び決算の総括並びに議会の議案に関する こと。
		(13) 教育委員会の契約業者指名委員会等に関する こと。
		(14) 教育委員会公用車の総括及び管理に関する こと。
		(15) 奨学金の貸付け及び事務の総括並びに選考委員会に関する こと。
		(16) 仙台学寮に関する こと。
		(17) 教育事務の点検及び評価に関する こと。
		(18) 市立学校の設置及び廃止に関する こと。
		(19) 教育要覧の編集に関する こと。
		(20) 学校給食センターの管理及び運営に関する こと。
		(21) 市立学校の再編に関する こと。
		(22) その他他の課及び係に属さない こと。
		(23) 課の庶務に関する こと。

を

教育総務課	総務係	(1) 教育委員会の会議及び教育委員に関する こと。
		(2) 教育行政政策の総合的な企画及び調整に関する こと。
		(3) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する こと。

に改め、

	<p>すること。</p> <p>(4) 職員の福利厚生（公立学校共済組合加入者を除く。）に関すること。</p> <p>(5) 教育委員会規則等の制定及び改廃並びに公示に関すること。</p> <p>(6) 訴訟に関すること。</p> <p>(7) 公印の管理に関すること。</p> <p>(8) 叙位、叙勲、褒章、表彰等に関すること。</p> <p>(9) 文書の收受、発送及び保管に関すること。</p> <p>(10) 後援名義の使用許可に関すること。</p> <p>(11) 寄附採納に関すること。</p> <p>(12) 教育委員会の所掌に係る予算及び決算の総括並びに議会の議案に関すること。</p> <p>(13) 教育委員会の契約業者指名委員会等に関すること。</p> <p>(14) 教育委員会公用車の総括及び管理に関すること。</p> <p>(15) 奨学金の貸付け及び事務の総括並びに選考委員会に関すること。</p> <p>(16) 教育事務の点検及び評価に関すること。</p> <p>(17) 市立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(18) 教育要覧の編集に関すること。</p> <p>(19) 学校給食センターの管理及び運営に関すること。</p> <p>(20) その他他の課及び係に属さないこと。</p> <p>(21) 課の庶務に関すること。</p>
--	---

同項の次に次のように加える。

学校再編推進室	学校再編推進係	市立学校再編の推進に関すること。
---------	---------	------------------

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第17号

登米市立幼稚園規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第3号の規定により、下記のとおり改正することについて議決を求める。

平成31年3月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

記

登米市幼稚園規則（平成17年登米市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

定員	名称	位置
105	東佐沼幼稚園	登米市迫町佐沼字錦108番地
70	新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地4

を

」

「

定員	名称	位置
70	新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地4

に改める。

」

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第18号

登米市教育委員会事務局職員の人事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第4号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第5号の規定により、別紙のとおり発令することについて議決を求める。

平成31年3月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男